

後見センターレポート vol.9 (平成27年9月)



提出書類は正しく記載してください。

後見センターレポート vol.8で、「後見等事務報告書」と「財産目録」の様式が変更されたこと、「収支状況報告書」の提出が原則として不要となったこと（ただし、必要に応じて追加で提出を求めることもあること）をお知らせしましたが、提出書類の記載の仕方に、誤りがみられることがあります。例えば、前回報告以降に毎月の施設費（これは「定期的な支出」に該当します。）が増額されたにもかかわらず、「後見等事務報告書」の2(4)「定期的な支出に変化はありましたか。」との質問に対し、「 変わらない」の箇所にチェックされていることがあります。そのような場合は、「 変わった」の箇所にチェックした上で、その下の欄に、「平成27年2月から、施設費が月額10万円から月額12万円に増額された。」などと記載していただく必要があります。裁判所に提出する前に、記載の仕方に誤りがないかどうかを必ず確認するようにしてください。

現金による管理は50万円以下にしてください。

ご本人に関する収入や支出が明確になるように、後見人等によるご本人の財産の管理は、預貯金口座によって行っていただくのが原則です。もちろん、ご本人のための日々の支出に備え、ある程度の現金を手許に置いておく必要もあるかと思いますが、多額の現金を手許に置くのは危険ですので、その場合の現金額は、特段の事情がない限り、50万円を超えないようにしてください。後見人等が50万円を超える現金を管理している場合は、裁判所や監督人から後見人等に対し、その一部を預貯金口座に入金するよう求めることがあります。

監督人が選任された場合について

後見等事件について監督人を選任するか否かは、裁判所の裁量に委ねられており、監督人を選任する審判に対しては、不服申立て（即時抗告）ができないこととされています。

そして、監督人が選任された場合における、監督人が後見人等を監督する方法（どの程度の頻度で、どのような報告を求めるかなど）については、基本的に監督人の裁量に委ねられています。例えば、上記のとおり、裁判所に対する「収支状況報告書」の提出は原則不要となりましたが、裁判所から追加で提出を求められた場合だけでなく、監督人から提出を求められた場合も、これに応じて提出する必要があります。そのため、後見人等は、提出を求められたら直ちに対応できるよう、ご本人の収支状況を把握し、整理しておく必要があります。

なお、後見センターレポート vol.7で、専門職後見人等に対する監督を強化していることをお知らせしましたが、その一環として、それまでの専門職後見人等による事務処理に何ら問題がみられない場合であっても、裁判所が、専門職後見人等の管理する財産額を考慮して、監督人を選任することがあります。その場合も、専門職後見人等は監督人の監督を受けることとなります。